

成年後見人材育成研修（委託研修）開催要項

成年後見人材育成研修(委託研修) (以下、「委託研修」) は、日本社会福祉士会から滋賀県社会福祉士会への委託により実施される研修です。

- 1. 研修目標**
- (1) 専門職後見人としての社会福祉士が身につけるべき知識・技術を修得し、権利擁護センターにおける成年後見人としての一定の力量を確保すること。
(※本研修の修了は、権利擁護センターばあとなあ後見人候補者名簿に登録し、受任できる者を養成する「名簿登録研修」の受講要件となります。)
 - (2) 地域で相談援助にあたる者が、成年後見制度活用の知識、技術を修得すること。

- 2. 日 時**
- | | | |
|-----|----------------|--------------|
| 1日目 | 2026年 8月1日 (土) | 9時30分～17時40分 |
| 2日目 | 2026年 9月5日 (土) | 9時30分～17時00分 |
| 3日目 | 2026年10月3日 (土) | 9時30分～17時00分 |
| 4日目 | 2026年11月7日 (土) | 9時30分～17時00分 |

※名簿登録研修 2026年12月予定 9時30分～17時00分
名簿登録研修修了者は、ばあとなあ名簿登録必須です (名簿登録料 年間 10,000円 必要)

- 3. 会 場** 未 定 (決定しましたら、ホームページ、メール等でお知らせします)

4. カリキュラム (予定) 別紙参照

- (1) 講義・演習等：4日間 (23時間40分)
- (2) 事前課題：指定する4課目は「事前課題」を提出して頂きます。
課題については、その都度ご案内します。

- 5. 受講対象** 下記のいずれかの者で、「**6. 受講要件**」の全てを満たす者。
- (1) 社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録を目指す者
 - (2) 社会福祉士として地域で相談援助を行っている者

- 6. 受講要件**
- (1) 日本社会福祉士会の正会員である都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士
 - (2) 次に挙げる a～c のいずれかを満たす者
 - a 日本社会福祉士会の基礎課程 (基礎研修Ⅰ～Ⅲ) を修了している者
 - b 日本社会福祉士会の旧生涯研修制度の共通研修課程を1回以上修了している者
 - c 認定社会福祉士である者 (申し込み時点で登録済み)
 - (3) カリキュラムの全課程を出席できる者
 - (4) 会費の滞納のない者
 - (5) 滋賀県社会福祉士会の会長が成年後見活動に資すると認める者

7. 受講対象都道府県社会福祉士会及び定員

滋賀県社会福祉士会会員15名 近隣社会福祉士会5名

※ なお、受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することもあります。

- 8. 受講費** 60,000円 (別途市販テキスト代、約15,500円が必要となります)
- ※一旦納入された受講費は、主催者 (研修を主管する社会福祉士会) の責による以外は返金いたしません。
- ※成年後見人材育成研修の受講費です。名簿登録研修には別途受講料が必要です。



9. 申 込

以下、どちらかの方法でお申込ください。

- ①右記二次元コードを読み取って表示される [フォーム](#) に入力
- ②別紙の申込用紙に必要事項を記入し、PDFファイル等の形式で添付の上、滋賀県社会福祉士会の代表メールアドレス (shiga2944@sirius.ocn.ne.jp) まで送付

◆申込先 **公益社団法人 滋賀県社会福祉士会 事務局**

◆申込期間 **2026年4月10日(金)～5月8日(金) 期日厳守**

定員となり次第締め切ります。

期間内に定員を超える申し込みがあった場合は、受け付けた申込書類を基に、滋賀県社会福祉士会が選考します。

10. 受講決定

受講決定は、あらかじめ決められた定員に基づき、次の方法で決定します。

- ①受講決定は、主管社会福祉士会である滋賀県社会福祉士会が決定します。
- ②申込者多数の場合は、受け付けた申込書類を基に滋賀県社会福祉士会が選考します。

11. 受講可否の連絡等

- ・受講可否は、5月下旬頃までに郵送にてご連絡します。申込者が定員を越えた場合は受講できない場合がありますのでご了承ください。
- ・受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することがありますのでご了承ください。
- ・会場案内、受講費の納入方法、テキストの購入方法、事前課題、およびキャンセル等の扱いについては、受講可否の連絡時にご案内します。

12. 修了要件

研修の修了には、次の基準を満たす必要があります。

- ・面接授業の出席が100%であること
- ・事前課題を提出すること
- ・成年後見人材育成研修修了レポートの評価が可であること

13. 研修単位について

- (1) 日本社会福祉士会の生涯研修制度においては、専門課程の2単位となります。
- (2) 本研修は、認定社会福祉士制度の研修として認証されています。
認証科目：後見制度の活用（成年）（分野専門/高齢分野、ソーシャルワーク機能別科目群）
単位数：2単位
認証番号：20250007
注：分野については、認定社会福祉士の認定申請をするときに、自身の申請をしようとする分野の単位として扱うことができます。「後見制度の活用（成年）」は、高齢分野のほか、障害分野、医療分野、地域社会・多文化分野の認定申請者も各分野の単位として扱うことができます。

14. 主 催 主 管

公益社団法人日本社会福祉士会

公益社団法人 滋賀県社会福祉士会

問い合わせ先 公益社団法人 滋賀県社会福祉士会 事務局 久保
〒525-0072
草津市笠山7丁目8-138 県立長寿社会福祉センター内
Tel: 077-561-3811 Fax: 077-561-3835
Mail: shiga2944@sirius.ocn.ne.jp

成年後見人材育成研修 標準カリキュラム(委託県士会用)

使用テキスト ①『権利擁護と成年後見実践』(メインテキスト) ②『後見六法』 ③『成年後見実務マニュアル』
④『意思決定支援実践ハンドブック』 ⑤『専門職後見人と身上監護(参考テキスト)』 ⑥その他参考資料集等

	課目	課目の目標	時間(分)	形態	講師	使用テキスト				参考資料		統一 レジュメ	課題		
						①	②	③	④	⑤	⑥				
1日目 (390分)	0 研修ガイダンス	1 研修の目的を確認する 2 研修概要、スケジュール、事前課題とその取り扱い等を理解する 3 受講における留意点及び修了要件を理解し、受講姿勢を明確にする	30	講義	社会福祉士の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者							○	●		
	1 成年後見制度の解説	1 成年後見制度(法定後見・任意後見)を理解する。 2 民法(成年後見制度等)改正に影響を与えた障害者権利条約や成年後見制度利用促進基本計画等について理解する。 3 成年後見制度だけではなく総合的権利擁護支援について、改正社会福祉法について理解する。	120	講義	成年後見制度に精通した有識者(民法学者、大学教授、国の審議会等の委員)	○	○					○	○	●	●
	2 社会福祉士と成年後見～権利擁護の視点から	1 社会福祉士の専門性を活かした権利擁護の視点を理解する。 2 権利擁護の諸制度や成年後見制度の課題と最新動向を理解する。	120	講義	社会福祉士の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者	○	○					○	○		
	3 意思決定支援の基本	1 意思決定支援の必要性和重要性を理解する 2 意思決定支援のプロセスを理解する 3 意思決定支援のガイドラインや関連情報を理解する	120	講義	社会福祉士の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者	○	○		○			○			
2日目 (360分)	4 成年後見制度における家庭裁判所の理解	1 成年後見制度における家庭裁判所の役割を理解する。 2 統一書式(初回・定期報告書、事務報告書)について理解する。 3 新しい財産管理の仕組みについて理解する。 4 後見人の交代・追加選任などの取組みについて理解する。	90	講義	最高裁判所	○	○							○	●
	5 中核機関の役割と機能	1 中核機関が設置された背景と目的を理解する。 2 中核機関が担う主要な役割を理解する。 3 地域における中核機関の機能が、権利擁護支援において果たす役割を理解する。	90	講義	日本社会福祉士会(視聴覚教材)中核機関職員(講義)							○		○	●
	6 財産法の基礎・財産管理のための知識	1 成年後見制度活用のための財産法の基礎的知識を修得する。 2 成年後見制度活用のための財産管理の基本的事項を理解する。 3 財産管理に必要な具体的方法に関する知識を修得する。	180	講義	成年後見実務に精通した弁護士、司法書士、有識者(課目の内容を専門にしている大学(大学院・短大・専門学校を含む)の教員)	○	○	○				○			●
3日目 (360分)	7 医療機関との連携	1 医療機関や医療機関の各専門職との連携について理解する。 2 医療行為における意思決定支援のあり方やACP(アドバンス・ケア・プランニング)について理解する。	60	講義	精神保健福祉士、医療ソーシャルワーカー、精神科医師等	○									
	8 身上保護のための知識	1 財産管理の基盤となる身上保護について理解する。 2 意思決定支援のあり方やチーム支援について理解する。	150	講義	成年後見実務に精通した有識者(課目の内容を専門にしている大学(大学院・短大・専門学校を含む)の教員)、社会福祉士の権利擁護センターばあとなあ成年後見人候補者名簿登録者	○	○	○	○			○	○		
	9 後見事務の実際	具体的な事例を通して、財産管理・身上保護の方法を理解する	150	事例 解説	解説者: 弁護士・司法書士等法律職、社会福祉士の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者	○	○	○				○			
4日目 (310分)	10 演習1 成年後見制度の必要性の判断	1 成年後見制度の必要性の判断について理解する。 2 必要性の判断における意思決定支援の重要性について理解する。	110	演習	社会福祉士の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者	○	○	○	○					○	●
	11 演習2 権利擁護支援チームの形成支援	1 適切な後見人候補者の選定方法について理解する。 2 家庭裁判所への候補者依頼における課題を理解する 3 多職種連携による候補者選定の検討について理解する。	100	演習	社会福祉士の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者	○	○	○	○					○	●
	12 演習3 権利擁護支援チームの自立支援	1 後見開始後の継続的な支援について理解する。 2 本人の状況変化に応じた柔軟な対応について理解する。 3 定期的な後見活動の評価と見直しについて理解する。	100	演習	社会福祉士の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者	○	○	○	○					○	●

●eラーニング(任意での事前学習・カリキュラムには含めない)

	課目	課目の目標	時間(分)	形態	講師	使用テキスト				参考資料		統一 レジュメ	課題		
						①	②	③	④	⑤	⑥				
1	家族法の基礎	1 成年後見制度活用に必要な親族法の基礎知識を修得する。 2 成年後見制度活用に必要な相続法の基礎知識を修得する。	120	講義	成年後見実務に精通した弁護士、有識者(課目の内容を専門にしている大学(大学院・短大・専門学校を含む)の教員)	○	○							○	●
2	障害特性の理解	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等について理解する。	60	講義	精神科医師等	○	○							○	●

公益社団法人滋賀県社会福祉士会 御中

申込書の送付先は「**所属都道府県社会福祉士会の事務局**」です

2026年度 成年後見人材育成研修(委託研修) 受講申込書

下記の通り、受講を申し込みます。

所属都道府県 社会福祉士会名			
(ふりがな) 申込者氏名			
連絡先住所	〒 _____		
連絡先電話番号 (携帯)			
メールアドレス			
受講要件の確認 ※□に■(チェック)を入れてください。 ※要件の全てを満たす必要があります。	<input type="checkbox"/> 会員番号 ※会員番号を記載ください。		※受講要件1
	<input type="checkbox"/> 社会福祉士登録番号		
	<input type="checkbox"/> a 基礎課程(基礎研修Ⅰ～Ⅲ)を受講済み(修了年度: 年度) <input type="checkbox"/> b 旧生涯研修制度共通研修課程を1回以上修了済み <input type="checkbox"/> c 認定社会福祉士 *基礎課程(基礎研修Ⅲ)については修了年度を記載ください。		※受講要件2
	<input type="checkbox"/> カリキュラムの全課程を出席できる		※受講要件3
その他	※受講に関して特に配慮が必要な場合は具体的な内容を記入ください。		

【申込方法】

受講申込書に、必要事項をご記入のうえ、公益社団法人 滋賀県社会福祉士会 事務局までメール又は、右記[二次元コード](#)からお申込みください。



【申込期間】

2026年4月10日(金)～5月8日(金) 期日厳守

所属都道府県 社会福祉士会 チェック欄	<input type="checkbox"/> 受講要件(受講要件1, 2, 3)を確認し受講決定を認める。 <input checked="" type="checkbox"/> 受講を認めない場合は、所属都道府県社会福祉士会から受講申込者に、受講不可の旨を連絡ください。
------------------------------------	---